

平成23年(家)第 号

審 判

本 籍 北海道札幌市中央区宮の森

住 所 札幌市中央区

申立人(遺言執行者) 森 越 博 嗣

上記申立人の遺言執行者に対する報酬付与申立事件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

申立人の遺言者亡 の、平成22年11月 日

付け公正証書遺言の執行に対する報酬を、 万円とする。

平成23年 月 日

札幌家庭裁判所

家事審判官 相 澤 聡

これは謄本である。

前同日同庁 裁判所書記官 藤田 学

